

事務連絡
平成23年5月10日

都道府県廃棄物行政主管部(局) 御中
都道府県フロン回収・破壊法担当部(室) 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

環境省地球環境局地球温暖化対策課

被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について

フロン回収・破壊法の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の東日本大震災により甚大な被害が生じ、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところであり、その中には業務用冷凍空調機器が多数含まれているものと考えられます。

つきましては、当該機器を処理する際には、環境保全上の観点から、当該機器に残存しているフロン類の回収・破壊等についてもあわせて行うことが適切であることから、貴県下のフロン回収等推進協議会等の関係者と十分に連携を図りつつ、フロン類の処理をできる限り推進いただきますようお願いいたします。

なお、これらの処理が、市町村の災害廃棄物処理事業として実施される場合には、実施費用は国庫補助対象となります。

<本件連絡先>

環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン等対策推進室 担当：津田 高橋
TEL：03-5521-8329(直通)
FAX：03-3581-3348
E-mail：MINORU_TSUDA@env.go.jp
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 担当：神谷 小山
TEL：03-5501-3154(直通)
FAX：03-3593-8263
E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

事 務 連 絡

平成23年6月8日

社団法人日本冷凍空調工業会 御中

社団法人日本冷凍空調設備工業連合会 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課

オゾン層保護等推進室

環境省地球環境局地球温暖化対策課

フロン等対策推進室

被災地における冷凍空調機器のフロン類の適正処理について

平素より経済産業行政及び環境行政、特に冷凍空調機器からのフロン類の回収等によるオゾン層保護・地球温暖化防止につきまして格段の御尽力を賜り感謝申し上げます。

今般の東日本大震災により、広範囲で甚大な被害が発生しているところであり、被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

貴団体は、被災地の復興支援に関し、本年4月14日付けで「冷凍空調機器の安全点検、整備等の支援の実施について」を発表されました。この中で、被災地における冷凍空調機器について安全点検、整備等を実施するとともに、冷媒フロン類回収の支援を実施するとされておられます。

このように、貴団体が共同で支援チームを立ち上げたことは被災地の復興過程においてフロン類の排出を抑制する上で非常に有意義なものであり、その積極的な対応に対し、心より感謝申し上げます。

今後、被災地の冷凍空調機器に残存するフロン類の適正な処理を進めていくために関係県・市町村等及び関係団体等と十分に連携・調整を図りつつ、支援の取組を進めていただきますよう、よろしくお願い致します。

<担 当>

経済産業省 オゾン層保護等推進室 稲垣 野田

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-4724 FAX：03-3501-6604

環境省 フロン等対策推進室 津田 高橋

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5521-8329 FAX：03-3581-3348

事 務 連 絡
平成23年6月8日

関係県フロン回収・破壊法担当部(局) 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン等対策推進室

被災地における冷凍空調機器のフロン類の適正処理について

平素より経済産業行政及び環境行政、特にフロン回収・破壊法の施行につきまして、格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災からの復興過程における災害廃棄物の処理の際には、オゾン層保護・地球温暖化防止の観点から冷凍空調機器に残存しているフロン類の適正処理をできる限り推進する必要があります。

このことに関し、(社)日本凍空調工業会及び(社)日本冷凍空調設備工業連合会は、本年4月14日付けで別紙のとおり「冷凍空調機器の安全点検、整備等の支援の実施について」を発表しました。この中で、両団体は、被災地における冷凍空調機器について安全点検、整備等を実施するとともに、フロン回収の支援を行うための支援チームを立ち上げたとしています。このような取組は、フロン類の排出を抑制する上で非常に有意義なものであると考えております。

つきましては、貴県におかれましては、県・市町村関係部局及び両団体並びに関係団体等との間で密接に連携・調整を図りつつ、冷凍空調機器に残存するフロン類の適正な処理を進めていただきますよう、よろしくお願い致します。

<担 当>

経済産業省 オゾン層保護等推進室 稲垣 野田
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話：03-3501-4724 FAX：03-3501-6604
環境省 フロン等対策推進室 津田 高橋
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-5521-8329 FAX：03-3581-3348

冷凍空調機器の安全点検、整備等の支援の実施について

(社)日本冷凍空調工業会と(社)日本冷凍空調設備工業連合会は、共同して東日本大地震の被災地の復興のため、冷凍空調設備の安全点検、整備及びフロン回収について全面支援するための支援チームを立ち上げました。

平成23年3月11日に発生しました「東日本大震災」により、被害を受けられました地域の皆さま、ご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

このたびの未曾有の大地震は、想像を絶する被害となっております。また、今や産業や生活の基盤となっている冷凍空調機器についても多数損傷等の被害を被っていると思われます。

そこで、(社)日本冷凍空調工業会(日冷工)と(社)日本冷凍空調設備工業連合会(日設連)では、共同して損傷、水に浸かった冷凍空調機器の安全点検や整備、フロン回収など、出来る限りの支援を行っていく所存です。

被災地では日冷工、日設連の会員関係者の多くの事業者が人的・物的に多大な被害を被っておりますが、冷凍空調機器を取り扱う業界としての社会的責務と被災地の一日でも早い復興を図るために、全国団体として支援の輪を広げ、支援してまいります。

ご承知のとおり、フロン回収・破壊法においては、地球温暖化防止のため、冷凍空調機器に含まれるフロンガスは、大気に排出せず回収することが義務付けられております。このため、冷凍空調機器からのフロン回収や配管からのフロンの漏えい・大気排出を防止するための応急処置など、両団体が支援チームを立ち上げることになりました。具体的には、現地の状況を踏まえ、行政機関や(社)日本フロン回収事業協議会等の関係機関と緊密な連携を図り、下記の対策を講じてまいります。

1. 一日でも早い復興ため、被災した冷凍空調機器について、稼働できるかの安全確認、点検の支援を行います。
2. 稼働可能である機器については、整備等を行い、機器の復旧を支援します。
3. 修復不可能と判断された機器については、速やかな機器の撤去ができるよう、早急にフロン回収の支援をします。

なお、冷凍空調機器には、フロンやアンモニア等の高圧ガスが冷媒として充てんされており、その取扱いには専門的な知識が必要ですので、安全性を確保できる専門の技術力を有する技術者を派遣します。

社団法人 日本冷凍空調工業会
会長 有馬 秀俊
社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会
会長 神宮 晃